

社会資本整備事業における「雪国ゼロ国（ゼロ国債）制度」の 創設について

東 北 部 会 提 出
説 明 担 当 鹿 角 市

積雪寒冷地においては、積雪や低温などにより冬季間の施工期間に制約があり、特に豪雪時には、生活道路の交通確保や市民の安全を守るため、公共工事を一時中断して除排雪作業等へ従事するなど、施工への影響が大きいことから、比較的天候が安定している第一四半期（4月から6月まで）に工事着手することが理想とされます。

社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）は、地方自治体の社会資本整備を行う上で大きな役割を担っているところではありますが、通常の交付金事業のスケジュールでは、予算内示から交付申請、交付決定の手続きを経ると、工事契約が6月以降となる場合が多くあり、工事施工に最も適した時期を逸してしまうなど、効率的に施工する上で大きな課題となっております。

このような実情を踏まえ、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業のいわゆるゼロ国債と同様に年度をまたいだ事業執行が可能となるよう「雪国ゼロ国（ゼロ国債）制度」の創設と関連する制度の整備、改革を強く要望します。